



麻雀教室 風営法許可不要に

警察庁方針 18歳未満も入店可

学習などを目的とする麻雀施設の営業について、警察庁は、一定の要件を満たせば「風営法」の許可は不要」との判断を示す通達を全国の警察に出す方針を固めた。麻雀の業界団体は、警察庁と協議を進めて、風営法が適用されない施設のガイドラインを取りまとめたことを踏まえた。

中、麻雀を学ぶ施設としての営業と、風俗営業の違いが整理されており、風営法上の許可が必ずしも必要としない状態が繰り返された。施設と地域の警察で協議し、それぞれで判断が求められる中、許可にもバラツキが生じていたとみられる。そこで全国麻雀業組合連連合会(全雀連)は警察庁と協議し、風営法に触れない施設について具体的に検討してきた。

「企業参入の追い風」

全雀連理事長の高橋常幸さんは「一定の指針ができたことで、これまで参入するに悩んでいた企業などの追い風になると期待したい」と語る。

息子が麻雀プロとして活躍する姿を見て、麻雀に頭脳スポーツとしての魅力を感じていた。子どもの居場所作りにもつながると考えた。子どもが入れる施設にするためには、風営法の適用を受けない必要があった。

地域警察署に相談を始めたのは今年2月。5月に東京都立川市で「MAZEL麻雀スクール」を開いた志岐亜希子さん(58)は、明確な基準が示された。

果に示した金品授受の禁止▽会員制にするといった順守事項を設けた。対局をする場合は指導や講評、振り返りを一体として実施することや、営業もある。

生成AI(人工知能)を使った技術で企業法務などを支援する「Aエリールガルテック」の活用に向け、法務省は新法の制定も視野に検討会を設置する方向で検討に入っている。従来は弁護士法が原則禁止する「非弁行為」に触れる恐れがあるとしていたが、法律サービスをめぐる規制緩和が前に進む可能性がある。

企業法務にAI 検討会を設置へ

非弁行為規制を緩和

法務省 新法も視野

時間の制限(午前8時～午後10時)、麻雀の知識を持つ指導員の適切な配置などが必要とした。

警察庁は全雀連が示す要件を満たす施設については風営法の許可は不要との判断を示す見通しだ。要件を形式的に満たしているにもかかわらず、実態が異なっている場合は、許可が必要な営業だと判断する可能性もある。

合いを続けても、風営法の適用は必要と判断された。「管内に風営法適用外の麻雀スクールの前例がなく、理解を得るのが難しかった」と振り返る。他の麻雀スクールの実例や教育施設としての計画を資料として持って行き、風営法に該当しない条件を一つずつ確認し、指摘を受けた卓を交えるといった対応もした。それでも「基本的に風営法

しかない環境では、警察も大丈夫と判断するのが難しかった。志岐さんは高橋さんに相談。ちょうど今回できたガイドラインに沿ったような施設だったことから、風営法の許可は不要と判断された。教室では、牌の切り方や発声の仕方など卓でのマナーから教えていく。受講者数は60人以上、高校生は2人通っているという。

頭脳スポーツとして子どもが楽しめるようにしたい。警察署に相談を始めたのは今年2月。5月に東京都立川市で「MAZEL麻雀スクール」を開いた志岐亜希子さん(58)は、明確な基準が示された。

息子が麻雀プロとして活躍する姿を見て、麻雀に頭脳スポーツとしての魅力を感じていた。子どもの居場所作りにもつながると考えた。子どもが入れる施設にするためには、風営法の適用を受けない必要があった。

地域警察署に相談を始めたのは今年2月。5月に東京都立川市で「MAZEL麻雀スクール」を開いた志岐亜希子さん(58)は、明確な基準が示された。

生成AI(人工知能)を使った技術で企業法務などを支援する「Aエリールガルテック」の活用に向け、法務省は新法の制定も視野に検討会を設置する方向で検討に入っている。従来は弁護士法が原則禁止する「非弁行為」に触れる恐れがあるとしていたが、法律サービスをめぐる規制緩和が前に進む可能性がある。